

各 所 属 長 殿

和歌山県警察本部長

警察職員の職務執行に関する苦情該当性の組織的判断の徹底について（普通）

従来、警察に宛てられた警察職員の職務執行に関する苦情については、警察相談課で所掌していたところであるが、令和 2 年春の組織改編において、本年 4 月 1 日から広報県民課で所掌することとなった。

よって、標記の対応については、下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

なお、本件通達の施行に伴い「警察職員の職務執行に関する苦情該当性の組織的判断の徹底について（普通）」（平成25年 2 月 22 日付け相第39号）は、廃止とする。

記

1 警察本部における組織的判断

(1) 警部等による判断

警察に宛てられた警察職員の職務執行に関する苦情に該当する可能性のある申出（明らかに苦情に該当する可能性のない申出以外の全ての申出を意味する。以下「申出」という。）を受理した所属においては、当該所属の警部又は警部相当職以上の階級にある職員（当直時間帯にあっては当直責任者）が、当該申出の内容について、速やかに苦情に該当するか否かの判断を行うものとする。

(2) 広報県民課の指導

広報県民課以外の所属において受理した申出について、苦情該当性の判断に疑義が生じた場合には、広報県民課の指導を受けるものとする。

(3) 広報県民課における判断

広報県民課は、広報県民課以外の全所属から通知のある警察安全相談処理票について、警部又は警部相当職以上の階級にある職員において都度、苦情該当性の判断を行うものとする。

(4) 公安委員会補佐室との連携

和歌山県公安委員会に宛てられた申出の内容が苦情に該当するか否かについては、最終的には、公安委員会が判断することとなるが、当該判断に当たって広報県民課及び公安委員会補佐室は、緊密に連携し適切に補佐するものとする。

2 警察署における組織的判断

(1) 警部等による判断

申出を受理した課においては、当該課の警部又は警部相当職以上の階級にある職員（当直

時間帯にあつては当直責任者) が、当該申出の内容について速やかに苦情に該当するか否かの判断を行うものとする。

(2) 警務課における判断

警務課は、警務課以外の全課から通知のある警察相談処理票について、警部又は警部相当職以上の階級にある職員において都度、苦情該当性の判断を行うものとする。

(3) 広報県民課の指導

警察署において受理した申出について、苦情該当性の判断に疑義が生じた場合には広報県民課の指導を受けるものとする。